

あなたの商品・サービス・店舗をPRしませんか！

# 平成30年度 霧島市中小零細企業持続化支援 事業補助金（販売促進支援）のお知らせ

霧島市内で事業を営む方やこれから創業を考えている方などを対象に、霧島市商工会や霧島商工会議所の助言等を受けて取り組む、販売促進のために要する経費（広報費）の一部を補助します。

## ■ 補助額等

- 補助率 1/2 以内
- 限度額 10万円

「創業後2年未満」または  
「創業予定」の方※1は

- 補助率 1/2 以内
- 限度額 15万円

創業セミナー（裏面）  
を修了し、証明書の発行を受  
けた方※2は、補助率が  
アップ！

- 補助率 2/3 以内
- 限度額 15万円

※1 = 平成30年4月1日を起点として創業後2年未満の方  
や事業実施期間の平成31年2月末日までに創業予定の方  
※2 = 市が指定する商工会や商工会議所が開催する創業  
セミナー等（今年度開催予定のご案内は裏面）

## ■ 補助内容

ウェブサイト作成や更新、チラシ・DMの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告等

◆ 看板作成・設置、求人広告等は対象外

## ■ 手続きの流れ

### ① 応募

・ 応募期間

平成30年7月2日（月）～平成30年8月3日（金）  
（消印有効）

※応募の際には、霧島市商工会又は霧島商工会議所への  
事前相談が必要です。

※応募申請書等は、霧島市ホームページからダウンロード  
してください。

### ② 外部審査

・ 外部審査の結果により採択、不採択の通知を行います。  
（8月下旬予定）

### ③ 採択通知・④ 交付決定

・ 事業着手開始は、交付決定通知のあった日以降とし、平成31年  
2月末日までの事業を補助対象とします。

## ■ 対象者

- 常時使用する従業員（※3）の数が、10人以下の商工業者  
※3 会社役員や個人事業主本人、パート労働者等を除く従業員
- 市内に登録のある事業所を有する法人、または市内に事業所を有し、  
かつ住所を有する個人事業主（2月末までに創業する法人、  
または個人を含む）
- 霧島市商工会、霧島商工会議所の会員である（となる）こと
- 市税の滞納がないこと
- 国や県等の公的機関から同一事業に対する助成を受けていないこと

◇ただし次に該当する場合は対象外です。

- 酒類を主に提供する飲食店を営むもの  
（居酒屋等は対象外としますが、ランチ等昼間の  
営業をする場合、営業時間に関係なく、そのP  
Rに係る経費は対象とする）
- 週5日未満の営業を行うもの
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に  
基づくもの（ほか）

※詳細は霧島市HP掲載の募集要項にてご確認ください。

## 【問い合わせ・応募申請先】

● 霧島市 商工観光部 商工振興課 商工観光政策グループ（市役所別館2階）  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1 TEL 0995-64-0912 FAX 0995-64-0958  
E-mail [shou-seisaku@city-kirishima.jp](mailto:shou-seisaku@city-kirishima.jp)

● 霧島商工会議所 中小企業相談所（国分中央三丁目44-36） TEL 0995-45-2552

### ● 霧島市商工会

- ・ 隼人本所（隼人町内山田1-6-65）TEL 0995-42-2128
- ・ 横川支所（横川町中ノ1008）TEL 0995-72-0113
- ・ 霧島支所（霧島大窪393）TEL 0995-57-0121
- ・ 溝辺支所（溝辺町有川327-6）TEL 0995-59-2358
- ・ 牧園支所（牧園町宿窪田2129-2）TEL 0995-76-0150
- ・ 福山支所（福山町福山5340）TEL 0995-56-2333